

平成二十五年年度

「女性に対する暴力をなくす運動」

キックオフ宣言

女性に対する暴力は、決して許されるものではない。

それは、犯罪となる行為とも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

本日、平成二十五年年度「女性に対する暴力をなくす運動」を開始するに当たり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて全力を尽くすことをここに宣言する。

平成二十五年十一月十二日

法務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 田村 憲久

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 森 まさこ